

(お知らせ)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第3条に掲げる品目の解釈について

平成14年 11月 1日
経 済 産 業 省
製造産業局化学物質管理課

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(以下「令」という。)第3条に掲げる品目の解釈については、昭和63年2月1日付け通商産業省基礎産業局化学品安全課名通知(以下「旧通知」という。)
「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第3条に掲げる品目の解釈について」により実施してきているところです。

この度、本解釈におきまして、必要な品目の追加及び関税率表番号変更に伴う修正等を行い、原則として下記によることとしましたので、お知らせいたします。令に指定された品目は、第一種特定化学物質が使用されている場合には、輸入することができない製品ですので、これらの製品を輸入する際には、該当する第一種特定化学物質が使用されていないことを十分確認して下さい。

なお、旧通知は、平成14年10月31日限りで廃止します。

記

1 令第3条に掲げる品目のうち、「製品」として扱われるものと、なお「化学物質」とどまるものとの区別は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」(昭和62年3月24日付け薬発第291号、62基局第171号)及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における『化学物質』と『製品』の区別について」(昭和49年7月19日付け)に従うものとする。

2 令第3条に掲げる品目と関税定率法別表(関税率表)の区分との主要な対比は、別表のとおりである。

なお、令第3条に規定する木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤とは、防腐、防虫又は防かび効果を有する第一種特定化学物質に他の物質を混含することにより使用上の便益を向上させた、いわゆる製剤全てを含むものであり、予防剤、駆除剤、土壌処理剤、予防駆除剤、防蟻剤、防かび剤等はこれに該当するものとする。

(別表)

第1種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品と関税定率法別表の対比

第1種特定化学物質	製 品 (内 訳)		関税定率法別表の区分
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	潤滑油、切削油及び作動油 (注 潤滑油は、常温において液状の潤滑剤をいう。切削油及び作動油についても同様である。)	潤滑油	2710.11-2、2710.19-1-(4)、2710.19-2及び34.03のうち主として潤滑の用に供するもの
		切削油	2710.11-2、2710.19-1-(4)、2710.19-2及び34.03のうち切削油
		作動油	2710.19-1-(4)、2710.19-2及び38.23のうち作動油
	接着剤 (動植物系のものを除く)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料	接着剤 (動植物系のものを除く)	35.06、39.01から39.14まで、40.05及び40.06のうち接着剤 (動植物系のものを除く)
		パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料	32.14のうちパテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
	塗料 (水系塗料を除く)、印刷用インキ及び感圧複写紙	塗料 (水系塗料を除く)	32.08、32.10及び32.12
		印刷用インキ	32.15
		感圧複写紙	48.09、48.11及び48.16のうち感圧複写紙
	液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器	液体を熱媒体とする加熱用の機器	84.19及び85.16のうち液体を熱媒体とする加熱器
		液体を熱媒体とする冷却用の機器	84.19のうち液体を熱媒体とする冷却器
	油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー	油入変圧器	8504.21から8504.23までのうち油入変圧器
		紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー	85.32のうち紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー
	エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ (注 これらの製品で輸入が禁止されるのは、上記油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサーでPCBが使用されたものを部分品として組み込んだものである。)	エアコンディショナー	84.15
		テレビジョン受信機	85.28
		電子レンジ	84.19及び85.16のうち調理用電子レンジ
		潤滑油	2710.11-2、2710.19-1-(4)、2710.19-2及び34.03のうち主として潤滑の用に供するもの

ポリ塩化ナフタレン (P CN)[塩素数が三以 上のものに限る。]	切削油	2710.11-2、2710.19-1-(4)、2710.19-2及び34.03のうち切削油
	木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤	38.08、3824.90-3のうち木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
	塗料 (防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)	32.08から32.10まで及び32.12のうち防腐用、防虫用又はかび防止用のもの
アルドリン及びDDT	木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤	38.08、3824.90-3のうち木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
	塗料 (防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)	32.08から32.10まで及び32.12のうち防腐用、防虫用又はかび防止用のもの
ディルドリン	木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤	38.08、3824.90-3のうち木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
	塗料 (防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)	32.08から32.10まで及び32.12のうち防腐用、防虫用又はかび防止用のもの
	羊毛 (脂付き羊毛を除く。)	5101.21、5101.29、5101.30、5105.10、5105.21、5105.29のうち羊毛 (脂付き羊毛を除く。)
クロルデン類	木材用の防腐剤及び防虫剤	38.08、3824.90-3のうち木材用の防腐剤及び防虫剤
	木材用の接着剤	35.03、35.05、35.06、39.01から39.14まで、40.05及び40.06のうち木材用の接着剤
	塗料 (防腐用又は防虫用のものに限る。)	32.08から32.10まで及び32.12のうち防腐用又は防虫用のもの
	防腐木材及び防虫木材	4403.10、44.04、4406.90及び44.07から44.09までのうち防腐木材及び防虫木材
	防腐合板及び防虫合板	44.12及び44.18のうち防腐合板及び防虫合板

	防錆剤及びかび防止剤	3808.20、3808.90、3824.90-3
ビス(トリブチルスズ) =オキシド (TBTO)	塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)	32.08、32.09、32.10のうちいわゆる船底塗料、漁網防汚剤等(貝類、藻類その他の水中生物の付着を防止するものに限る。)
	漁網	5608.11、5608.90(漁網に限る。)
N・N-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN・N-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	ゴム老化防止剤	3812.30 1
	スチレンブタジエンゴム	4002.11、4002.19のうちスチレンブタジエンゴム
二・四・六-トリ-ターシャリ-ブチルフェニール(TTBT)	酸化防止剤その他の調整添加剤(潤滑油用又は燃料油用のものに限る。)	38.11のうち酸化防止剤その他の調整添加剤(潤滑油用又は燃料油用のものに限る。)
	潤滑油	2710.11-2、2710.19-1-(4)、2710.19-2及び34.03のうち主として潤滑の用に供するもの
マイレックス	木材用の防虫剤	38.08、3824.90-3のうち木材用の防虫剤